

安平町まちづくり基本条例（案）に関するご意見と町の回答	
意見の概要（全文掲載）	町の回答
	<p>（14 ページ続き）</p> <p>して、住民自らが進んで学習し、その成果をまちづくりに還元する生涯学習のまち・あびらを目指すこととしており、併せて福祉分野でも誰もが安心して暮らせる地域福祉の推進を基本方針として、医療費の抑制に向けた町民の健康づくりを進めることとしています。</p>

安平町町民自治推進委員会条例（案）に関するご意見と町の回答	
意見の概要（全文掲載）	町の回答
<p>1. 次の条文が理解しづらい</p> <p>◇第2条(2)は解説を読んでもわかりにくい。</p>	<p>◆ 第2条第2号の規定につきましては、本条例とともに制定予定である「安平町町民参画推進条例」に規定する町民参画の促進に必要な手法に係る次の運用等に関し、安平町町民自治推進委員会で調査審議し、町長に意見を述べることを所掌事項としています。</p> <p>*町民参画の実施状況、安平町町民参画推進条例の運用状況、町民参画の方法の研究及び改善、条例の見直し、その他町民参画に関する基本的事項</p> <p>◆ なお、条例施行時まで逐条解説がわかりやすいものとなるよう見直しを検討いたします。</p>
<p>2. 当委員会は定期的に開催されるのか、招集時のみ開会かわかりにくい。</p>	<p>◆ 当委員会の開催に関しては、まちづくり基本条例の進捗状況のほか、前述の安平町町民参画推進条例に基づく町民参画手法の実施状況等についても審議することとなるため、定期的な開催を予定しています。</p>
<p>3. 安平町民参画の中での当委員会の位置づけ、あるいは関連がわかりにくい。</p>	<p>◆ 当委員会は、まちづくり基本条例に関する事項とともに、町民との協働によるまちづくりの推進に資するために行われる町民参画を促す手法が適正に行われているか、制度を見直す必要がないかなどを審議する附属機関として位置づけています。</p>
<p>4. 当委員会はまちづくり基本条例に定める、総合計画、基本計画の立案・策定に関与できるのか。</p>	<p>◆ 次期安平町総合計画（基本構想・基本計画）の策定では、当委員会とは別に新たに計画策定委員会を設置する予定であります。計画策定に町民をいかに参画させるかが大きな課題でありますことから、新たに設置する計画策定委員会と当委員会との連携・連動は必要になると考えます。</p>

～安平町議会基本条例（案）に関する意見の募集結果について～

安平町議会基本条例（案）について、1名の方から多岐に渡る貴重なご意見をいただきありがとうございました。今後、寄せられたご意見を参考に検討させていただき、その結果については、取りまとめ後、町ホームページにてお知らせします。

問合せ 安平町議会事務局総務議事グループ ☎ 2411